



事務連絡
平成23年4月7日

日本産科婦人科学会会長 殿

財務省主計局
給与共済課長 重藤 哲郎

東日本大震災及び長野県北部の地震の被災に伴う出産費等
に係る医療機関等の取扱い及び直接支払制度の積極的活用について

東日本大震災及び長野県北部の地震による被災に伴う出産費等（出産費及び家族出産費をいう。以下同じ。）の医療機関等への直接支払制度（以下「直接支払制度」という。）の取扱いについては、当分の間、下記のとおり取り扱うこととするので、貴関係機関、団体等に対し、周知方よろしくお取り計らい願いたい。

記

1 組合員証等の提示について

「「出産費等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱」（平成23年2月28日付財計第405号）（以下「実施要綱」という。）第2の2（2）において、組合員等又はその被扶養者（以下「妊婦等」という。）は、入院する際に、組合員証等を提示することとされているが、被災のため、組合員証等を家に残したまま避難している等の理由により提示できない場合も、妊婦等が希望する場合には、直接支払制度を利用して差し支えないこと。

また、退職前に加入していた国家公務員共済組合（以下「共済組合」という。）からの支給を希望する際、資格喪失等を証明する書類が提示できない場合も同様であること。

2 共済組合の特定について

1の場合においては、医療機関等において、可能な限り、以下の事項について確認していただきたいこと。

- ① 妊婦等が加入する（支給を希望する）共済組合名。（当該共済組合名の確認が困難な場合には、組合員等の勤務先など共済組合の特定に資する情報）
- ② 妊婦等の避難先住所、電話番号等。

3 専用請求書の記載方法等について

実施要綱第2の4（1）により読み替えられた「出産費等代理申請・受取請求書」

(以下「専用請求書」という。)においては、保険者番号、組合員証記号、組合員証番号等の記載が必要であるが、1の場合の専用請求書の記載方法等については追って連絡する予定であること。

4 受取代理制度の利用について

受取代理制度を採用する医療機関等では、妊婦等は、「出産費等の受取代理制度」実施要綱第5の1により読み替えられた別添様式1の出産費等支給申請書(受取代理用)を作成(受取代理制度を採用する医療機関等による必要事項の記載を含む。)する必要があるが、作成に当たって、加入する共済組合や組合員証の記号及び番号が分からない場合でも、2の確認により医療機関等において共済組合を特定・連絡し、受取代理制度の利用について共済組合に確認を取ることで、受取代理制度の利用を可能とすること。